

移動支援サービス事業について

1 概要

単独では外出困難な障害者が、社会生活上必要な外出及び余暇活動や社会参加のための外出をする際に、移動支援従業者（ガイドヘルパー）が介助及び身の回りの介護を行う。

2 支援方法

個別支援型・・・障害者1人に対して1人又は2人のガイドヘルパーが対応

複数支援型・・・障害者2人に対して1人のガイドヘルパーが対応

障害者3人に対して1人又は2人のガイドヘルパーが対応

3 内容（上限）

移動支援の対象となる事例

- ・ 外出の準備に伴う支援（健康状態の確認、整容、更衣介助、手荷物の準備等）
- ・ 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ・ 外出中やその外出前後におけるコミュニケーションの支援
- ・ 外出先での必要な支援（排泄介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）
- ・ 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）
- ・ 一人ずつの状況を勘案し、ひと月の利用(限度)時間を設定（10～20時間）

4 事業所

42事業所（うち平成26年度に実績のある事業所数29事業所）

5 類似サービス

行動援護（障害福祉サービス）：知的、精神障害者の外出支援

同行援護（障害福祉サービス）：視覚障害者の外出支援

訪問入浴サービス事業について

1 概要

日常生活において常時介護を必要とし、自力で入浴することが困難な重度の障害児者、重度の難病患者等の自宅へ移動入浴車を派遣して、入浴介助を行う。

2 支援方法

訪問入浴車による入浴サービス事業を行う事業者により、障害児者の自宅内に専用浴槽を設置し、看護師1名、介護士2名による入浴介助を行う。

3 内容（上限）

- ・ 長野市と委託契約を締結した事業者による自宅内での訪問入浴サービス
- ・ 概ね週2回

4 事業所

6事業者

5 類似サービス

訪問入浴介護（介護保険サービス）

居宅介護（障害福祉サービス）：自宅での入浴、排せつ、食事などの介護

生活介護（障害福祉サービス）：施設での入浴、排せつ、食事などの介護

障害者タイムケア事業について

1 概要

在宅で障害者を介護している人が一時的に介護ができない場合に、事前に登録した事業者及び個人が一時的に預かり、介護を行う。

2 支援方法

事業者へ依頼・・・事業者の施設内で実施

個人へ依頼・・・知人等（扶養義務者等を除く）の居室又は障害者の自宅で実施

3 内容（上限）

・排せつ、食事等の生活介護サービス

・年間の利用時間は1人300時間以内（ただし、1日の利用時間は8時間以内）

4 事業所等

29 事業所

25 個人介護者

5 類似サービス

居宅介護（障害福祉サービス）：自宅での排せつ、食事などの介護

生活介護（障害福祉サービス）：施設での排せつ、食事などの介護

障害児自立サポート事業について

1 概要

障害児に活動の場を提供するため、事前に登録した事業者及び個人が一時的に預かり、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援及び外出支援を行う。

2 支援方法

事業者へ依頼・・・事業者の施設内で実施

個人へ依頼・・・知人等（扶養義務者等を除く）の居室又は障害者の自宅で実施

3 内容（上限）

・排せつ、食事等の生活介護サービス（1時間1ポイント、早朝夜間は1.5ポイント）

・障害児の自主性、社会性及び創造性が向上する事業

・障害児の外出支援（1時間2ポイント）

・年間の利用ポイントは500ポイント（乳幼児は300ポイント）

4 事業所等

29 事業所

23 個人介護者

5 類似サービス

児童発達支援（障害福祉サービス）：就学前の児童への発達を促す療育

放課後等デイサービス（障害福祉サービス）：在学児童への生活能力向上のための訓練

行動援護（障害福祉サービス）：知的、精神障害者の外出支援

同行援護（障害福祉サービス）：視覚障害者の外出支援